

(資料)

## 廣瀬旭莊の著述

——未紹介資料について——

高\*  
橋 昌 彦

本稿は、本誌第48巻第1号に掲載した「廣瀬淡窓の著述―新出資料の紹介―」に続き、廣瀬旭莊関連の著述について紹介を試みるものである。旭莊の全集ははまだ刊行中であるが、現時点で未紹介のものを提示し、今後の研究に資することを願うものである。なお、本稿で扱う資料①～③は、現在調査を行っている古谷道庵旧蔵書（下関市烏山民俗資料館蔵）の一部である。

①「都講并副監可相心得事抜抄」

右は「学校制」と合綴。大本（縦二四、八糶×横一七、一糶）合一冊。紙縫り綴。本文墨付二丁。卷末識語「天保十二辛丑六月九日於大阪西国橋辺僑居写之 古谷士先」から、大坂の旭荘塾で古谷が学んでいた際に書写したものとわかる。古谷の大坂行きは天保十年五月。古谷の日記に自らの役職に関する記述が載るのは天保十二年九月七日であるが、それ以前にこの規則が写されていることは、この時期に都講（塾長）を務めるようにという指示が出ていたものかと思われる。それは、旭荘が同年六月二十一日から（八月十八日まで）日田に帰省しており、その留守を古谷が預かることになることから裏付けられよう。塾の規則については、淡窓塾主時代以外のものも含めて『淡窓全集』中巻（日田郡教育会・一九二六年）や中島市三郎『教聖廣瀬淡窓の研究増補改訂版』（第一出版協会・一九三九年四版）に所収されているが、大坂の旭荘塾で行われていたこの規則は出てこない。内容は都講に関するものだけで、副監に関する記述はないため、古谷が規則から一部を書き抜いたもので、まさしく「抜抄」の形となっている。

合綴されている「学校制」は、大村藩々校のために旭荘が記したもので、その定稿が『廣瀬旭荘全集』（以下『全集』と略す）随筆篇（思文閣出版・一九八二年）に所収されている。古谷本の卷末識語には「天保十三壬寅六月念八日於南肥玖城裏巷写之／古谷柳村」とあり、大村藩の学校改革のため、旭荘に同行していた古谷が、その草稿を大村滞在中に写したものであることがわかる。『全集』随筆篇解説（中野三敏氏執筆）では、定稿と広瀬先賢文庫に残る旭荘自筆草稿「学校制」との異同を述べているが、古谷本は同書と同じ特徴を有している（註1）。因みに、古谷は後に定稿も手に入れており、旧蔵書中に見ることが出来る。その識語

には「天保十四年癸卯夏六月十日□□□□（破れ）／江都筋違御門裏□□□□（破れ）／之偶居 桃源園主人／浅野謙蔵書」と見える。なお、この年次は旭荘江戸滞在中にあたる。

## ② 「古詩規則」

右は「淡窓先生語録」等と合綴。大本（縦二四、七糎×横一七、〇糎）合一冊。本文四丁。紙縫り綴、共紙表紙。表紙には「此東景所贈也」と墨書。外題「古詩規則」、内題「古詩法」。末尾識語として「天保七申九月 廣瀬旭荘述 東景写／右ミダリニ他見ヲユルサス、ツ、シムヘシタ々」とある。旭荘の言を門人東景が聞き書きし、その本を古谷が譲り受けたものであるとわかる。東景は大坂旭塾の門人で、摂州灘にある壁円寺の僧侶（真宗大谷派）。旭荘が堺で開塾したのが天保七年七月であるから、開塾間もないころからの塾生であった（註2）。同十一年七月の旭塾月旦評では、この東景が一等で六級下、古谷は五級下にその名が見える。その後、東景は客席に移り、古谷が塾政を担うようになっていく（註3）。塾の先輩から後輩へと渡った一書であり、旭荘の五言・七言古詩に対する考え方がうかがえる貴重な資料である。尚、合綴されている「淡窓先生語録」については、前稿にて紹介済みである。

## ③ 「梅墩集・雞肋集」

右は半紙本（縦二三、五糎×横一六、二糎）一冊。表紙は水色・無地で後表紙。外題「梅墩集／雞肋集 完」が左肩に直書されている。本文の構成は以下の通りである。

ア、扉一丁（元表紙、本文共紙）、「雞肋集 完」と墨書。書雞肋集首（序）一丁。本文二五丁、詩数九二首（天保九年～同十二年の作）。淡窓・劉秋邨評一丁。巻頭上部欄外に「朱者淡窓先生批評」と朱書あり。

イ、内題なし。本文八丁、詩数二五首（天保十二年の作）。（アとの間に遊紙一丁が入る）

ウ、内題なし。本文二二丁、四一首（天保二年の作）。

エ、内題「梅墩先生詩鈔」。本文一九丁、詩数七八首（天保五年～同六年の作）。

オ、諸家評語一丁（亀井昭陽・菅茶山）。（末尾に遊紙三丁）

冊子末尾の遊紙に「天保十亥己初秋於大阪西横堀廣瀬塾写之」と識語があり、その下に朱印「望洋楼／主人藏」が捺してある。望洋楼主人は古谷の号の一つである。先にも述べたように古谷の入門は天保十年五月であるから、この識語はその二ヶ月ほど後になる。ア・イは識語より後の成立であるから、これはウ以降の全部もしくは一部の書写年次を指すものであろう。オの最後は途切れた形になっているため、続きの丁が欠損したものか。それとも書写を途中でやめたものか。残念ながら不明である。

【全集】詩文篇（思文閣出版・二〇一〇年）では、刊本『梅墩詩鈔』（以下『詩鈔』と略す）を基本資料にして、広瀬先賢文庫に残る多くの写本の詩文集を使い、拾遺を行っている。本書入集の詩文を『全集』と対照させると以下の通りになる。

ア 『詩鈔』二編卷之三……………一二首

『詩鈔』三編卷之一……………五三首

『詩鈔』三編卷之二……………一七首

拾遺……………一〇首

計九二首

新出……………書雞肋集首、淡窓・劉秋邨評

イ 『詩鈔』三編卷之一……………一九首

拾遺……五首

新出……一首

ウ 『詩鈔』初編卷之二……三首

『詩鈔』初編卷之三……一首

『詩鈔』二編卷之一……二七首

『詩鈔』二編卷之二……一首

拾遺……一〇首（内一首、二編卷之一「夜雨齋中讀書」が重複）

エ 『詩鈔』二編卷之二……五六首

『詩鈔』二編卷之三……一首

『詩鈔』三編卷之三……一首

拾遺……一八首

新出……二首

オ 新出……諸家評語

もちろん、中には『詩鈔』掲載の詩文と文字の異同があるものもあるが、ここでは新出の詩文のみを紹介することにする。

#### ④ 書簡

長崎歴史文化博物館蔵「高島香広瀬求馬竹内卯太郎書簡」(132632) 中に後欠の断簡が一通所収されている。寸法縦一五、九

廣瀬旭莊の著述（高橋）

九六五

種×横六六、八種。内容・筆跡から旭荘の書簡と判断した。『全集』の書簡篇は未刊であるが、この書簡は未調査であろうと考え、ここに掲出する。同資料は、前稿で淡窓書簡を紹介した際に使用した山本清太郎（晴海）関係の書簡を一巻にまとめたものの中にある。書簡冒頭的时候の挨拶から正月に書かれたものとわかり、「大昨年より浪華に居住、当時呉服橋東詰南入東側に居候」と当時の住居を記している。「大昨年」は一昨年と同じ意味である。旭荘が堺から大坂「船場西横濠七郎右衛門町」へと移居したのは天保九年五月八日、そこから更に同年十二月四日には「呉服橋東南京町橋東北菅屋巷」へ引越した旨が載る。合わせると、天保十一年正月の書簡と推定できる。さらに補強するならば、天保十年十二月十三日の記事に「山本清太郎東至寄沙糖搦本」と、書簡中にある贈り物と同じものが届いたことが記録されている。そして、翌十一年二月七日に山本宛書簡を当時大坂にいた長崎の人春禎助に托したことが記される。

旭荘の近視は有名であるが、眼鏡なしでは不自由極まりないことがこの書簡からも伺える。書簡中に登場する人物「老谷」は、『宜園百家詩』初編卷三に見える「春老谷」のこと。同書には「春亭、字大通、号老谷、肥前長崎人」と紹介されており、「松前偶成」などの詩が所収されている。旭荘に天保十一年の作として「長崎春老谷自松前、邂逅浪華」（『詩鈔』三編卷之一）があり、この時、松前からの帰路に大坂に立ち寄ったことがわかる。実は、老谷の通称が禎助であった（註4）。また「梁平」は太田梁平で周防の人。咸宜園や長崎で高島秋帆（書簡中にも登場）に学び、後に山口藩老毛利氏の儒者となった人物である。「栢東洋」は、栢植氏と思われる。この時期に来坂し、旭荘塾に出入りした後、長崎に帰郷した人物で当てはまるのは、栢植春田だけである。『宜園百家詩』初編卷五には「栢植泰、号春田、肥前長崎人」と紹介され、旭荘天保十年の作に「送栢春田帰長崎」（『全集』詩文篇拾遺）が残る。天保九年五月二十三日「長崎人栢植栄之助至」と登場、塾での立場は客席であったことが同年十月二日に出てく

る。翌十年一月三日に春田の割注として「旧称柘植永之助」（栄と永は混同して使用されている）と載り、同年四月十五日には帰郷の挨拶に訪れている。山本清太郎周辺で柘植姓の人物と言えは、近藤光輔『夜雨菴集』を編集し、同書に載る山本の跋文の書者でもある柘植景春が思い浮かぶのだが、果たして同一人なのかは不明である。

なお、翻字するにあたり、句読点は執筆者が付したが、濁点等は原文のままである。原則、旧字体は通行体に改めたが、一部の固有名詞はそのまま残した。

## 註

1 草稿と定稿の大きな違いは、定稿の第七項「紙榜ノ図」が草稿にはなく、巻末の「総論」が草稿では「主意」となっている点である。

2 旭荘の日録「日間瑣事備忘」（『全集』日記篇一、思文閣出版・一九八二年）によれば、東景の入門は天保七年七月晦日で、その後は帰郷と入塾を繰り返している（以下、本稿において日時を判断するために使用した記事の引用は同書による）。また、その詩が『宜園百家詩』初編（天保十二年刊）巻五に入集。同書によれば、名は慈猛・字は環壁。

3 溝田直己「古谷道庵と大坂咸宜園関係史料について」（『咸宜園教育研究センター研究紀要』5、日田市教育委員会・二〇一六年）に、当時の序席が詳しく載る。

4 『長崎県人物伝』（長崎県教育会・一九一九年）による。同書には、春禎助の情報として、長崎会所吟味役春孫次郎の養子でその職を継いだこと、書法を研究して奥を極め教授したこと、高島秋帆の獄に連座したこと、没したのが安政五年十二

月晦日、享年五十二であったことなどが記されている。

## 二 本文

①

都講并副監可相心得事抜抄

一 塾中和合致候様、第一之儀候。都講不成候得者、諸人互に意趣を詰、合従連衡を務、諸塾割扱に及候。少にても都講に私有れは、如此成行候。無党無偏、蕩々平々たる事、心得の第一に候。

一 法は厳にして不煩を善とす。厳なれば難犯不煩易従。法は一定なれ共、法を行人に巧拙ありて、厳も厳に不成、不煩も却て煩に成候。其意味は、言語筆端には難尽候。

一 罰を設候趣意は、不罰而懼に有之候。幾度も法を犯、幾度も被罰様に成候ては、罰も何の益も無之候。固より厳刑を行には無之、只彼方に恥いらせ候迄に候。夫を不恥様に相成ては、手に及不申候。是全執法の心得により候事。

一 同輩意趣を詰候儀、多く席序の争に起り、余月旦并に試案の類を設候趣意は、射の不怨勝己者、反求諸己の儀に本き候。故に席序の高下を論るは善し、同輩と前後を争は悪し。余従来諸生を戒励するに苟且にも、何某に負るは恥なり抔申事、一句も不申候。然し、俗人は其考無之に付、子弟にも其意味を以戒め候。是は人に嫉妬を教るの道理に候。何十人に席を被越候ても、己か席進候得は不苦、一人に不被越とも、己か席不進は恥なりと申決、一統相心得候様、可被申論事。

## ②

## 古詩法

- 一 五古ヲ作ラント欲ハ、先十二句十六句ノ短キ処ヨリ入ヘシ。韻ハ、通韻ハヨシ。漫ニ韻ヲ切カユヘカラス。
- 一 十二句十六句ノ中、或ハ前二句情ヲ以オコシ、三四五六七八、対句ヲ以テ景ヲ述ヘ、九十一十二、対ヲ取スシテ、情ヲ叙ルコトモアリ。或ハ前四句景ニシテ、中四句情ニシ、終四句、二句ハ景ニシ、二句ハ情ニシテ結フコトモアリ。其体キハメテ広シ。臨機応変ニ活用スヘシ。何レ十二句ノ中、四句位対句ナクテハ全篇タルムコトアリ。其対句、多クハ平仄ヲ合スルナリ。
- 一 五古ハ、陶淵明・王孟韋柳・李太白・白樂天・陸放翁ヨリ入ヘシ。其集ノ十二句十六句位ノ処、數百篇ヲ熟讀シテ、ソノ景ヲ写シ情ヲ述ル処ノ趣向ノ立様ト、言語ノ遣ヒ様トヲ、篤ト熟覽スヘシ。五古ハ、体広キモノナレド平淡ニシテ、風趣アルカ正宗也。言ノ遣ヒ様ヨク、心ヲ付ヘキコトナリ。只平仄サヘ無レハ、古詩ト思ハ間違ナリ。今体ハ今体ノ口氣アリ。古体ハ古体ノ口氣アリ。相混スヘカラス。謝靈運・杜子美・韓退之・東坡・山谷ナド、雄奇豪放ノ体ハ、初心ノ学ヒウル処ニアラス。故ニ急務ニアラス。先ツトメテ平淡ノ処ヨリ手ヲ下スヘシ。平淡ニシテ二十句三十句ノ長篇ヲ作ルハ、冗長ニシテ味ナシ。乃至十句位迄ノ処カ、初心ノ宜ナリ。必長篇ヲ造ルコトナカレ。
- 一 七古ハ、大体四句ニテ韻ヲカヘ、平仄一度ゴシニ用ルハ正格ナリ。四句ニテ韻ヲカユルハ、四句テ一解トシ、韻ヲカユル前ノ句ニ対句ヲ取ルカ定法ナリ。王維カ、九江楓樹幾回青、一片揚州〔頭欄書入…愚按州恐舟誤字〕五湖白等ノ造リ様是也。清朝ノ人此体尤多シ。コレ初心ノ宜処ナリ。大体七言律ニツ合セ、三ツ合セタル位ノ長サヨシ。韻ノツカヒ方ハ、古詩韻範ヨキ説アリ。従フヘシ。

- 一 七古ハ、対句无レハ、ナラサラダゲルムナリ。対句ハ五古ヨリモ、尚嚴重ニ平仄ヲ合スヘシ。
- 一 七古ハ、平淡ナルハアシ。豪放奇健ナルヲ正格トス。杜子美・韓退之・東坡ノ詩ヲ熟読シ、筆力ヲツヨクスヘシ。七古ハ、情景參差トシテ、変化ハカレサルカヨシ。杓子定木アヤブミテ造リタルハミニクシ。
- 一 七古ハ、ナル丈題ヲマフケテ造ルヘシ。題ト詩トフツリ合ナルハ悪シ。蘭ノ詩ヲ七古ニテツクリシヲ、隨園笑フコトアリ。シラサルヘカラズ。

- 一 七古、一韻到底亦ヨシ。東坡・石鼓ノ詩ノ如キ是也。尚更、対句ヲ用ヒザレハ冗長ナリ易キ也。
- 一 今体ハ、日本人ノ詩モ熟覽シテ益ニナルコトアリ。古体ハ唐宋ノ人ニアラズンハヨムベカラス。清人ノ詩、趣向ハ益ニナルコトアレド、ソノ言ハ大体文ニ韻踏タル様ニテ、修ラサル処多シ。スヘテ学ヘカラス。

## ③

## 書雞肋集首

自余寓浪華四年矣。夙夜於講說應對、所作之詩、大率副急、不遑苦思。故戊戌後詩千有余首、而無足觀者、不復輯錄成卷。辛丑季夏時西帰、恐鄉里故友怪余營々衣食未嘗吟哦也。強就無足觀物之中、抄彼善於此者百七十余首。名曰雞肋集。今嘗謂得、百日間而賦百首詩、一生之願足矣。嗚呼、悠悠人生、百日之間可輒得乎哉。天保十二年六月旭莊幽人謙識。

(廣瀨淡窓評)

淡窓先生復書曰、近屬眼疾、不能細閱、唯加批圈、不暇評語、諸篇大抵副急之作、若自序所稱、然不見粗率處、蓋其筆力稍至老練、作者亦不自覺耳、細讀入稿、摘其疵瑕、非我所長、謀之外人可也、但編全集、去取極難、要在布置得宜、使讀者不倦也、此等之事、或有愚案、請編成之後、更加一讀。淡窓

(劉秋邨評)

先生之作、以七古為第一、盛大豪壯、怪奇變幻、材力俱備、毫無遺憾、五古次之、唯恨乏間淡之旨、若與與七古換體異趣、可謂俱尽其善也、七絕自謂非所長、然間有中晚之遺響、而脫今人纖巧之陋、可貴也、如其縱橫自放者、即七古之余力、雖非正格、非先生不能也、七律大家而名家、有合作有名句、獨凹熟流行之作、僕私心所不好、不敢論也、五律多佳作、似不用力經思、是其佳處要之、先生大東之趙翼也、而翼也、索隱行怪、務在于驚人目解人頤、至浩々之氣、堂々之陳、翼或避三舍。劉蕤僭評

(新出)

イ (天保十二年)

十月望賴采真招飲

夫与忍寒遊水涯、不如堂上坐伝杯、憑將酒綠灯紅處、压倒山高月小来、何用夢逢孤雀至、唯須談到曙鷄催、年々此会無佳句、停筆幾回歎非才、

廣瀨旭莊の著述 (高橋)

九七一

工（天保六年）

九七二

雨後月夜野步

雨歇山腰尚有雲、屐痕盛月亂光分（淡云、承句恐、過乎奇）、一林濕葉風吹下、粘着人衣縷不聞、

秋晚即事

忽然飛雨歇、雲折見天倪、一片斜陽在、玲瓏橘柚西、

才 諸家評語

少年奇才迥超、所聞家先生其樂矣、子勉哉才豈可怙、昱題 龜井昭陽。

其文其詩、可驚也、可賞也、可妬也、咄咄三可、彌尊世上、唯可妬者稀矣、謂我不信有如徠翁、前人。

吉甫之詩、非余所敢批評、再三辭不可、遂迫以家先生之命、乃不得已加朱返之、亦唯余所自怡悅是批圈耳、斷在家先生、前人。

大樹雨葉已將蔽牛、他日子宵志豈不酬、晉帥拌批 菅茶山。

妙齡少年、彫琢如此、其工後來之成、其可量乎、文政甲申八月晉帥批 前人。

立意高峭、措辭穩秀、何待他人指揮、前人。

詩尚奇、又尚穩、不奇則俗、不穩則晦、然奇之弊也僻、穩之弊也凡、能兼奇穩而無二弊者、余未多觀也、今閱茲卷、奇氣奇趣奇語奇體、簇々四出、縱橫無敵、余奇々之甚者必不免晦僻、徐閱之則穩帖無失、蓋其穩者得之、於其家訓及茶山翁之衣鉢、而其奇者多

（後欠）

新禧目出度申納候。余寒未退、益御多福奉賀候。弟無異、乍懼御省慮可被下候。然者、不存寄氷糟摺本被懸高意、御患投被下、幾久難有奉感謝候。近年一向御左右不承、御眼疾如何と懸念仕候処、漸々御快由先以大慶之至候。乍此上御保養専一奉存候。弟眼疾も極て悪も無之候得共、益近相成、此節に到りては、座中歩行も脱鏡候ては六ヶ敷位、悉以不自由困入候。大昨年より浪華に居住、当時呉服橋東詰南入東側に居候。界に居候時よりは頗昌に御座候得共、碌々無成事奉愧入候。老谷来、御地之近時承り慰渴想候。三五日一度宛、面会読必及御地諸君候。梁平も近日来り、此辺に開業之筈候。雲厓将来様に承り候得共、未来候。御地秋帆香谷二君其外諸君、久々御左右不承、御序宜御致意可被下候。昨年は柘東洋子来坂厚交候得共、其後絶而音信無之、当時如何候状に而被居候哉。是亦御相見候節、宜御伝言可被下候。同人は小生に不限、此地に親友数人御座候。皆渴懷不一方候間、時々御音問有之度相待候と御致意可被下候。先日（後欠）

### 付記

本稿を成すにあたり、貴重な蔵書の閲覧・撮影を許可された所蔵機関に御礼申し上げます。なお、本稿は、平成二十三年度から行われている受託研究（日田市）「廣瀬淡窓に関わる史料の所在調査及び確認調査」の成果の一部である。